

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

入札説明書

【訂正版】

平成 20 年 12 月

大 牟 田 市
荒 尾 市

目 次

第1章	本書の位置づけ	1
第2章	事業の概要	1
1.	事業名称	1
2.	事業の対象となる公共施設等の種類	1
3.	公共施設等の管理者の名称	1
4.	事業の目的	2
5.	事業方式	2
6.	対象施設及び対象業務	2
7.	事業期間	4
8.	事業のスケジュール	4
9.	本事業におけるサービスの範囲と水準	4
10.	提供されるサービスに対する対価の支払い	4
11.	遵守すべき関係法令	4
第3章	入札参加に関する条件	5
1.	入札参加者の構成等	5
2.	入札参加者の資格要件	6
3.	入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	7
4.	予定価格（入札書比較価格）	8
5.	低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）	8
6.	低入札価格調査限度価格	8
7.	入札保証金	8
第4章	入札の手続き等	8
1.	入札のスケジュール等	9
2.	入札の手続き	11
3.	入札に関する留意事項	13
第5章	事業者の決定	14
1.	落札者の決定	14
2.	契約手続き	15
第6章	その他	16
1.	必要事項等の追加	16
2.	入札に際し使用する言語、単位及び通貨	16
3.	入札参加者を構成する法人の名称の公表	16

【入札説明書別添資料】

添付書類（1）業務要求水準書

添付書類（2）基本協定書（案）

添付書類（3）基本契約書（案）

添付書類（4）建設工事請負契約書(案)

添付書類（5）維持管理業務委託契約書（案）

添付書類（6）落札者決定基準

添付書類（7）提出書類作成要領及び様式集

第1章 本書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、大牟田市及び荒尾市（以下「両市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に準拠したDBO（Design Build Operate）方式による事業として、特定事業の選定を行った「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。

- 添付書類（1）業務要求水準書
- 添付書類（2）基本協定書（案）
- 添付書類（3）基本契約書（案）
- 添付書類（4）建設工事請負契約書（案）
- 添付書類（5）維持管理業務委託契約書（案）
- 添付書類（6）落札者決定基準
- 添付書類（7）提出書類作成要領及び様式集

本事業の基本的な考え方については、平成 20 年 9 月に公表した実施方針（変更版）と同様である。事業を実施するにあたっての詳細条件等については若干の修正を加えているため入札説明書等の内容を踏まえ、入札参加者は入札に必要な提案書を提出するものとする。

入札説明書等と実施方針（変更版）及び実施方針に関する質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針（変更版）及び実施方針に関する質問回答書によることとする。

第2章 事業の概要

1. 事業名称

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

- (1) 共同浄水場
- (2) 共同浄水場外施設
 - ① 上の原浄水場
 - ② 荒尾市中央水源地
 - ③ 大牟田市水道施設
 - ④ 高田中継ポンプ場

3. 公共施設等の管理者の名称

大牟田市企業管理者
荒尾市水道事業管理者

4. 事業の目的

両市では、市の水道事業（以下「市水」という。）と三池炭鉱専用水道（以下「社水」という。）の二つの水道により給水を行ってきた。社水は株式会社フレッシュ・ウォーター三池が運営管理している宮原浄水場で浄水処理を行っており、市水の一部は同運営管理会社に浄水委託を行っている。この状況は行政運営を行う上で様々な不均衡を生じているため、水道の一元化を図ってきたところである。

そこで、「大牟田市水道第9次拡張事業」及び「荒尾市水道第6次拡張事業」において、熊本県の工業用水利権の転用により水源を確保するとともに、両市の共同浄水場を新設することとした。なお、供用開始後には、浄水委託は行わないこととする。

また、両市の水道事業認可では、浄水方法を急速ろ過法としているが、その後の検討を踏まえ、本事業では膜ろ過法を採用することとした。

本事業は、共同浄水場を膜ろ過方式により整備し、共同浄水場並びに上の原浄水場の水質計器、荒尾市中央水源地の水質計器等及び大牟田市水道施設の維持管理を適正に実施することにより、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行うことを目的とする。

5. 事業方式

本事業は、共同浄水場の設計、工事及び維持管理並びに共同浄水場外施設の維持管理をDBO方式で実施する。

6. 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記のとおりである。

両市は共同浄水場について水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者へ委託（以下「第三者委託」という。）し、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、共同浄水場の維持管理（運転及び保守点検等）を行う。

また、共同浄水場外の水道施設の維持管理業務については、法定外委託とする。

(1) 対象施設（以下「本施設」という。）

① 共同浄水場（新設）

- ア 浄水施設
- イ 排水処理施設
- ウ 送水施設
- エ 薬品注入設備
- オ 電気計装設備
- カ 場内配管
- キ 管理棟

- ク 付帯施設
- ② 共同浄水場外施設（既設）
 - ア 上の原浄水場
 - (ア) 水質監視設備（新設）
 - イ 荒尾市中央水源地
 - (ア) 水質及び流量監視設備（新設）
 - ウ 大牟田市水道施設
 - (ア) 清里水源（既設）
 - (イ) 配水池（5箇所：既設）
 - (ウ) ポンプ場（3箇所：既設）
 - (エ) 水質モニター（5箇所：既設、1箇所：別途工事）
 - (オ) 配水コントロールバルブ（5箇所：別途工事）
 - エ 高田中継ポンプ場（既設）

(2) 対象業務（以下「本業務」という。）

- ① 共同浄水場等整備業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 設計業務
 - ウ 電波障害等対策業務
 - エ 工事業務
- ② 共同浄水場維持管理業務
 - ア 運転管理業務
 - イ 保守点検業務
 - ウ 水質管理業務
 - エ 修繕業務
 - オ 消耗品調達管理業務
 - カ 膜交換業務
 - キ 薬品調達管理業務
 - ク 光熱水燃料調達管理業務
 - ケ 浄水ケーキ有効利用業務
 - コ 見学対応業務
 - サ 警備業務
 - シ 植栽管理業務
 - ス 清掃業務
 - セ 事業終了時の引継ぎ業務
 - ソ 災害及び事故対策業務
- ③ 共同浄水場外施設維持管理業務

- ア 運転管理業務
- イ 保守点検業務
- ウ 消耗品調達管理業務
- エ 薬品調達管理業務
- オ 燃料調達管理業務
- カ 植栽管理業務
- キ 清掃業務
- ク 警備業務

7. 事業期間

本事業は、基本契約締結の日から平成 39 年 3 月までを事業期間とする。

ただし、清里水源、清里総合ポンプ場及び清里延命間水質モニターの維持管理については、平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月までとし、それ以降については、大牟田市と事業者が協議を行うものとする。

また、落札者決定後、基本契約までの間に、両市での水道法上の手続きが必要となるため、基本契約の締結時期は変更になる場合がある。

8. 事業のスケジュール

本事業のスケジュールは、以下の予定である。

- (1) 基本協定の締結 平成 21 年 3 月
- (2) 基本契約の締結 平成 21 年 4 月
- (3) 設計及び工事期間 平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月
- (4) 維持管理期間 平成 24 年 4 月～平成 39 年 3 月

9. 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、事業期間にわたり、添付書類（1）業務要求水準書に示す水準を確保するものとする。

10. 提供されるサービスに対する対価の支払い

両市は、添付書類（3）基本契約書（案）、添付書類（4）建設工事請負契約書（案）及び添付書類（5）維持管理業務委託契約書（案）に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

11. 遵守すべき関係法令

事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

第3章 入札参加に関する条件

1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。
- (3) 応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、膜ろ過装置製造企業、本施設の工事をを行う企業（プラント設備企業及び工事企業）並びに本施設の維持管理業務を行う企業（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とするが、国内において公営事業（地方公営企業法第2条第1項に列記する事業に限る。）に関してのPFI事業で構成員としての実績があり、設計、工事、維持管理企業等を取りまとめて事業全体を管理する役割を担う企業（以下「事業管理企業」という。）も構成員になることができ、代表企業となることも差し支えないものとする。なお、SPC（第5章 2.（2）において定義する。以下同じ。）への出資のみを行う企業も構成員となることができるが、代表企業にはなれない。
- (4) 応募グループは、入札参加表明書により、代表企業及びその他の構成員の企業名及び携わる業務について明らかにし、併せて入札参加資格確認申請書を提出するものとする。
- (5) 代表企業の変更は、認めない。
- (6) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成員の変更は、原則として認めない。ただし、両市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- (7) 応募企業及び応募グループの構成員は、他の応募企業及び応募グループの構成員となることはできない。
- (8) 膜ろ過装置製造企業及び本施設の工事をを行う企業は、本施設の工事をを行う目的で共同企業体（以下「建設JV」という。）を結成するものとする。ただし、第3章2.（2）②に定める要件を1社で満たす場合は建設JVを結成する必要はない。
- (9) 構成員全てがSPCに出資するものとする。

2. 入札参加者の資格要件

(1) 共通の資格要件

- ① 「大牟田市指名停止等措置要綱」及び「荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続きの決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。ただし、再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 入札参加資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がある者は構成員となることができない。
- ⑤ 本事業の事業者選定支援業務受託者（株式会社日水コン）、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。

本事業にかかる両市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。

- ・財団法人 日本経済研究所
- ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- ⑥ 本事業の審査委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。

(2) 各企業の資格要件

入札参加者は、本施設的设计、工事及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の①から③の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。

① 設計企業

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録

を行っていること。

イ 両市いずれかの平成 20 年度競争入札資格者名簿（測量等委託業務）に登録されていること。ただし、本事業については、両市いずれかの一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。

ウ 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。

エ 国内において、日量 5 千 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の設計実績を有すること。

② 建設 J V

ア 膜ろ過装置製造企業は、財団法人水道技術研究センターの膜ろ過装置の技術認定を有すること。

イ プラント設備企業（機械）は、国内において、日量 1 千 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の設置実績があること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、工事企業は土木一式工事及び建築一式工事、プラント設備企業（機械）は機械器具設置工事及び水道施設工事、プラント設備企業（電気）は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

エ 両市いずれかの平成 20 年度競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。ただし、本事業については、両市いずれかの一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。

オ 入札参加資格確認基準日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P 点）が建築一式工事について 1,000 点以上、土木一式工事について 1,000 点以上、機械器具設置工事について 1,000 点以上、水道施設工事について 1,000 点以上及び電気工事について 1,000 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

③ 維持管理企業

ア 国内において、日量 1 万 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の運転管理実績を有すること。また、入札参加資格確認基準日において、1 年以上の運転管理実績を有すること。

イ 水道技術管理者（水道法第 19 条に定める者をいう。）の資格を有する者が 1 名以上在籍すること。また、受託水道業務技術管理者として S P C に在籍し、共同浄水場に常勤すること。

3. 入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

(1) 代表企業の変更は、認めない。

(2) 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資

格要件を喪失した場合

- ① 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。
- ② 入札参加資格確認基準日から入札書類提出日までの間に入札参加者の構成員が第3章2. の資格要件を欠くに至った場合、入札に参加することができない。ただし、第3章2. の資格要件に該当する構成員と変更し入札に参加することを認めるものとする。

(3) 入札書類提出日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資格要件を喪失した場合

- ① 入札書類提出日以降に入札参加者の構成員が第3章2. の資格要件を欠くに至った場合、両市は落札者決定の審査対象から除外する。ただし、第3章2. の入札参加資格要件に該当する構成員と変更し審査対象とすることを認めるものとする。

(4) 落札者決定日から基本契約の締結日までの間に入札参加者の構成員が入札参加資格要件を喪失した場合

- ① 落札者決定日から基本契約の締結日までの間に落札者の構成員が第3章2. の資格要件を欠くに至った場合であっても、両市が認めた場合においては、当該グループは失格とならず、当該落札者決定に影響はないものとして取り扱うものとする

4. 予定価格（入札書比較価格）

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

金 8,818,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

予定価格は、DBO方式で実施することを考慮したものであり、また、物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

5. 低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）

本事業の低入札価格調査基準価格は、次のとおりとする。

金 6,895,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

当該価格を下回った者は、低入札価格調査制度に基づき調査を行う。

6. 低入札価格調査限度価格

本事業について、低入札価格調査限度価格を設定する。非公表とする。

当該価格を下回った者は、低入札価格調査を行わず、失格とする。

7. 入札保証金

入札保証金は免除する。

第4章 入札の手続き等

1. 入札のスケジュール等

(1) 入札のスケジュール

実施事項	日程
入札公告及び入札説明書等の公表	平成 20 年 10 月 15 日 (水)
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成 20 年 10 月 15 日 (水)
入札説明会の実施	平成 20 年 10 月 23 日 (木)
現地見学会の実施	平成 20 年 10 月 24 日 (金)
入札説明書等に関する質問の受付締切り	平成 20 年 11 月 4 日 (火)
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表	平成 20 年 11 月 28 日 (金) 予定
入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	平成 20 年 12 月 8 日 (月) ～9 日 (火)
入札参加資格確認結果の通知	平成 20 年 12 月 15 日 (月)
入札書類の受付	平成 21 年 1 月 13 日 (火)
落札者決定及び公表	平成 21 年 3 月 予定
落札者との基本協定の締結	平成 21 年 3 月 予定
落札者との基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の締結	平成 21 年 4 月 予定

(2) 入札説明会等

入札参加者に対して以下のとおり入札説明会を開催する。なお、説明会に出席する者は、事前に申込みを行う。

① 説明会

- ア 開催日時 平成 20 年 10 月 23 日 (木) 14 時から
- イ 開催場所 福岡県大牟田市旭町 3-3-3
オームタガーデンホテル 2階 平安の間
- ウ 申込方法

参加希望者は、入札説明会参加申込書(様式V-1)に必要事項を記入の上、「第4章2.(9)問合せ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。ファイル形式はMicrosoft Word形式とする。

申込期間は入札説明書等の公表後から平成 20 年 10 月 21 日 (火) 17 時までとする。なお、参加者は1社当たり2名までとする。

エ 注意事項

説明会では入札説明書等は配布しないため、各自持参すること。また、質疑応答の機会は設けない。

② 現地見学会

- ア 開催日時 平成 20 年 10 月 24 日（金）10 時から 16 時まで（自由見学とする。）
 イ 場 所 受付がある施設は水質計器、操作盤の内部等の見学が可能であるが、
 説明は行わない。その他の施設については外部からの見学のみとなる。

名 称		住 所	受付
共同浄水場建設予定地		大牟田市臼井新町 1 丁目地内	
上の原浄水場		玉名市石貫 740 番地	○
荒尾市中央水源地		荒尾市増永 1903	○
水源センター		荒尾市大島町 4 丁目 1714- 1	○
清里水源	2 号取水井	荒尾市大字牛水 1830	
	3 号取水井	荒尾市大字水野 704-1	
	11 号取水井	荒尾市大字水野 45	○
	1 号取水井	荒尾市大字牛水 144-2、3	
	4 号取水井	荒尾市大字水野 110-1	
	6 号取水井	荒尾市大字水野 187	
	7 号取水井	荒尾市大字水野 240-1	
	9 号取水井	荒尾市大字水野 187	
	10 号取水井	荒尾市大字水野 79	
清里総合ポンプ場		荒尾市大字水野 45	○
四箇ポンプ場		大牟田市大字上内字養徳寺 1559-1	○
黒崎団地加圧ポンプ場		大牟田市大字岬 1969-4	○
稲荷山団地ポンプ場		大牟田市大字岩本 2857-91	○
延命配水池		大牟田市昭和町 144	
勝立配水池		大牟田市大字櫟野字鈴ヶ字土 3207-7	○
甘木配水池		大牟田市大字甘木 1203	
四箇配水池		大牟田市大字四箇字峠 2-1、2-5	
稲荷山団地配水池		大牟田市大字上内 3668-10	
天領水質モニター		大牟田市天領町 2 丁目 36-1	○
銀水水質モニター		大牟田市大字草木字常田 209-1	
笹原水質モニター		大牟田市笹原町 2 丁目 87-1	
四箇中尾水質モニター		大牟田市四箇新町 3 丁目 10	
四箇湯谷水質モニター		大牟田市大字四箇 1486-7	

ウ 申込方法

参加希望者は、現地見学会参加申込書（様式 V-2）に必要事項を記入の上、上記①ウと同様に申込むこと。（申込期間も同じとする。）参加人数の制限は設けない。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とする。

(3) 入札説明書等に関する質問書の提出

① 提出期間 平成 20 年 10 月 15 日（水）から平成 20 年 11 月 4 日（火）17 時まで

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式 V-4）に記入の上、「第 4 章 2.（9）問合せ先」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 形式とする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答

① 公表日 平成 20 年 11 月 28 日（金）予定

なお、質問への回答は随時行うこともある。

② 公表方法

入札説明書等に関する質問への回答は、両市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

大牟田市ホームページの URL

<http://www.city.omuta.lg.jp/kigyokyoku/jousuidou/kyoudo-dbo.html>

荒尾市ホームページの URL

<http://www.city.arao.lg.jp/index.html>

(5) 参考資料の公表

入札説明書以外の参考資料等を公表する場合は、上記（4）に示すホームページを通じて案内を行う。

2. 入札の手続き

(1) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加者は、入札参加表明書と共に「第 3 章 2. 入札参加者の資格要件」に掲げる要件を満たすことを証明するため、入札参加資格確認申請書等を下記のとおり提出すること。

① 提出書類

添付資料（7）提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送（書留）による。

ア 持参による場合

平成 20 年 12 月 8 日（月）及び平成 20 年 12 月 9 日（火）の 9 時から 12 時及び 13 時から 17 時までの間に下記「（9）問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「（9）問合せ先」に、平成 20 年 12 月 9 日（火）の 17 時必着で提出のこと。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認申請を行った入札参加者の代表者に対して、平成20年12月15日(月)に両市から書面により通知する。

(3) 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

入札参加資格確認結果の通知により、入札参加資格がないとされた入札参加者は、両市に対して、入札参加資格の確認結果に関する説明の要求書(様式V-6)により、説明を求めることができる。両市は、説明を求めた入札参加者の代表者に対して、書面により回答する。

① 提出書類

添付資料(7)提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送(書留)による。

ア 持参による場合

平成20年12月16日(火)及び平成20年12月17日(水)の9時から12時及び13時から17時までの間に下記「(9)問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9)問合せ先」に、平成20年12月17日(水)の17時必着で提出のこと。

(4) 入札の辞退

両市より入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合には、入札時の提出書類提出期限日までに入札辞退届(様式V-5)を持参により提出すること。

(5) 入札時の提出書類

入札参加資格を有する旨の通知を両市より受けた入札参加者は、下記に示す入札書類一式を次のとおり、提出することとする。

① 提出書類

添付資料(7)提出書類作成要領及び様式集参照のこと。

② 提出方法

持参又は郵送(書留)による。

ア 持参による場合

平成21年1月13日(火)の9時から12時及び13時から17時までの間に下記「(9)問合せ先」に提出のこと。

イ 郵送による場合

下記「(9)問合せ先」に、平成21年1月13日(火)の17時必着で提出のこと。

(6) 費用の負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(7) 入札時の提出書類の取扱い

① 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、両市は、本事業の公表及びその他両市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で落札者以外の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

③ 入札時の提出書類の使用等

入札参加者から提出された提案書は返却しない。

(8) 両市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者も含む。）は、両市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 問合せ先

大牟田市企業局 経営企画課

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2850

FAX 0944-41-2842

電子メール jousuijo@city.omuta.lg.jp

3. 入札に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、本入札説明書に定めるもののほか、大牟田市契約規則、荒尾市契約規則その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札時の提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札時の提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① 入札参加資格のないものが入札したとき
- ② 入札時の提出書類が所定の日時までに到着しないとき
- ③ 入札参加者が2通以上の入札をしたとき
- ④ 入札書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ⑤ 入札書記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
- ⑥ 連合その他不正の行為があったと認められるとき
- ⑦ その他入札の条件に違反したとき

(4) 入札の中止等

両市が必要と認めた場合には、入札を中止、延期、又は取消すことがある。

第5章 事業者の決定

1. 落札者の決定

(1) 入札書類の審査

入札書類の審査は、学識経験者等で構成する「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業審査委員会」（以下「委員会」という。）が、あらかじめ定めた添付書類（6）落札者決定基準に基づき、優秀提案を選定する。

(2) 委員会の委員等

委員会の委員は、次のとおりである。

なお、入札参加者が落札者決定前までに、本事業について委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

- （委員長）神野 健二 九州大学大学院工学研究院 教授
- （委員）古川 憲治 熊本大学大学院自然科学研究科 教授
- （委員）谷口 元 財団法人 水道技術研究センター 技術顧問
- （委員）西山 安昭 大牟田市企業管理者
- （委員）村上 寧浩 荒尾市水道事業管理者

(3) 入札書類に関するヒアリング

両市は提案内容確認のために必要と判断した場合に、入札参加者に対してヒアリングを実施する。ヒアリングの実施時期は、平成21年3月上旬（予定）とし、日時、場所及びヒアリング内容等を事前に代表者に通知することとする。

(4) 落札者の決定

両市は委員会の優秀提案の選定を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が2以上

ある場合は、当該優秀提案事業者によるくじ引きにより落札者を決定する。

(5) 審査結果及び評価の公表

両市は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、両市のホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

2. 契約手続き

(1) 基本協定の締結

両市は落札者と添付書類（2）基本協定書（案）により、基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、維持管理業務を実施するため、基本契約の締結前までに、維持管理業務を実施する事業者である特別目的会社（以下「SPC」という。）として、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、福岡県大牟田市若しくは熊本県荒尾市とする。応募企業及び応募グループの構成員は、全員出資を行うこととし、落札者以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に両市の承諾を得なければならない。

① 出資金の下制限

出資金は、維持管理開始前までに5,000万円以上とし、維持管理期間中これを維持する。

② 事業計画書の提出

SPCは経営の透明性を確保するために、各事業年度最終日の3ヶ月前までに、共同浄水場の使用開始年度については、使用開始予定の6ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を両市に提出する。

③ 財務書類等の提出

SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、SPCが会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に両市に提出する。また、SPCは、SPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び附属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に両市に提出する。なお、当該株主が株主上場企業でない場合、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第13条及び第14条に基づいて要求される監査報告書に準じて公認会計士が作成した監査報告書を提出する。

(3) 契約の締結

両市は、本施設の設計、工事及び維持管理業務を一括で委託するために、落札者と添付書

類（３）基本契約書（案）により基本契約を締結する。

また、両市は、基本契約に基づき、建設 J V と添付書類（４）建設工事請負契約書（案）により建設工事請負契約並びに S P C と添付書類（５）維持管理業務委託契約書（案）により維持管理業務契約を締結する。

なお、建設 J V は両市との契約締結後、速やかに設計企業と設計業務委託契約を締結することとする。

また、本事業に係る契約締結は、変更認可後に行うことになる。

（４）契約を締結しない場合

落札者が両市と契約を締結しない場合は、両市は損害賠償金を請求することができる。

（５）契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て落札者の負担とする。

（６）契約保証金

建設工事請負業者は、建設工事請負契約金額の 100 分の 10 以上の額又はこれに代わる担保を、S P C は 1 年間の維持管理業務委託契約金額の 100 分の 10 以上の額又はこれに代わる担保をそれぞれ契約保証金として両市に納める。なお、低入札価格調査基準価格を下回って落札した者は、建設工事請負契約において請負金額の 100 分の 30 以上の額又はこれに代わる担保を両市に納めなければならない場合がある。契約保証金の詳細は各契約書による。

第 6 章 その他

1. 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては両市のホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては代表企業に宛てて各々通知する。

2. 入札に際し使用する言語、単位及び通貨

入札に際し使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律 51 号）に定めるもの、通貨は円とする。

3. 入札参加者を構成する法人の名称の公表

両市は、落札者決定後まで、入札参加者の構成員の名称を公表しないことができるものとする。